

「生命共済制度」会議所独自給付金 見舞金の手続きについて

お 見 舞 金			
1. 種 類	病気入院見舞金		事故通院見舞金
		病気による継続入院 が5日以上	病気による継続入院 が30日以上
但し、 加入日より6か月以上の継続加入中の方 に限ります。			
2. 給 付 金 額	加入口数 3口 10,000円	加入口数 3口 15,000円	加入口数 3口 10,000円
	加入口数 4口 12,000円	加入口数 4口 20,000円	加入口数 4口 12,000円
	加入口数 4口以上は 1口増毎に3,000円	加入口数 4口以上は 1口増毎に5,000円	加入口数 4口以上は 1口増毎に3,000円
	加入口数 20口 60,000円	加入口数 20口 100,000円	加入口数 20口 60,000円
3. 給 付 条 件	<p>(1)加入者本人につき、見舞金の支給は、会計年度(毎年4月～翌年3月)において一回限りの給付となります。</p> <p>(2)同一の事故で入院給付金を受け取られた場合は、通院見舞金は支給しません。</p> <p>(3)申請の有効期限は発生日を含め180日以内とします。</p> <p>(4)見舞金受給時に継続加入中であること。</p> <p style="text-align: center;">*発生日とは、病気入院＝入院開始日 事故通院＝事故発生日</p>		
4. 添 付 書 類	病院の領収書、診断書、入院証明書等のコピーで、給付請求内容の証明となるもの。		
5. 手 続	所定の請求書に事業主の証明を受け、事業主が請求手続きをします。		
6. 支 払 日	給付金の支払日は、毎週月曜日に締切り、木曜日に支払います。 *支払日が祝日の場合は、翌営業日に支払います。		
7. 支 給 方 法	掛金引去口座に振り込みます。		

◆送付先
〒231-8524
横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル8階
横浜商工会議所 会員サービス部 共済課行

◆お問い合わせ先
045-671-7412